

戸籍謄抄本等郵便交付請求書

(請求先)

東広島

市区町村長 様

令和 年 月 日

【記入例】相続手続きで申請する場合

本 籍	東広島市西条栄町8番		
ふりがな	ひがしひろしま じろう		
筆 頭 者 (戸籍証明の最初に書いてある人)	東広島 次郎 明・大昭・平・令 6年 6月 6日生		
必要な書類および通数			
区 分	全部事項 証明 (謄本)	個人事項 証明 (抄本)	東広島市の手数料 (1通)
戸 籍	相続の場合: 「必要な書類および通数」欄は空欄とし、右の記入例を参考に必要な通数をセットで記入してください。 既に他の市区町村で前後の戸籍証明を取得している場合は、東広島市の戸籍の表示が載っている箇所のコピーを添付してください。		
平成改製原戸籍			
昭和改製原戸籍			
除 籍			
戸籍の 附 票	通	通	300円
身分証明書	—	通	300円
その他証明 ()	通	—	
相続の場合は記入してください。 (東広島 松子)の死亡に伴う手続きで、 ☐ 死亡の記載がある戸籍証明が (5)通必要 ☐ 死亡した人の出生から死亡するまでの戸籍証明が各 (1)通必要 ☐ 死亡した人の (婚姻) から (転籍) までの戸籍証明が各 (1)通必要 ☐ (東広島 松子) と (東広島 三郎) の関係が分かる戸籍証明が (1)通必要 2週間以内に戸籍の届出をした方は、記入してください。 年 月 日に () 届を () 市区町村に提出			

使用目的など ※具体的に記入してください。

松子名義の銀行口座の解約手続きのため

(提出先: ●●銀行)

※戸籍の附票で住所履歴が必要な場合: () から () までの住所が確認できるもの

⑥請求者

住所	〒530-xxxx 大阪市北区△△一丁目1番1号	屋間連絡が取れる電話番号 ※必ずご記入ください。 (090) xxxx - xxxx
氏名	ふりがな ひがしひろしま さぶろう 東広島 三郎	証明が必要な人(あるいは筆頭者)との続柄 ☐ 本人、 ☐ 夫、 ☐ 妻、 ☐ 父母、 ☐ 祖父母、 ☒ 子、 ☐ 孫 ☐ その他 ()

同封するもの	① この請求書	手数料(定額小為替、普通為替または現金)	合計額 3,000	請求者の住所氏名を記入した返信用封筒	切手の合計額 140 円
	④ 請求本	②手数料(定額小為替): 請求内容によって手数料の合計額が異なります。 出生から死亡までの戸籍証明を請求する場合、1セット3,000円を目安に定額小為替などをご準備ください。	③返信用封筒の切手: 請求内容によって証明書の合計通数が異なります。 出生から死亡までの戸籍証明を請求する場合、定形外の封筒を同封いただき、定形外の最低料金である120円以上の金額の切手を貼付してください。 切手代が不足する場合は、「不足分受取人払い」のスタンプを押印して返送します。	⑤参考資料は、今回の郵便交付請求事務以外には使用しません。また、一定の保存期間経過後は焼却(または破砕)処分とします。	

- 上記①
- 本人、戸籍の筆頭者、または相続人以外の方が代理で請求する場合は、本人の印鑑を添付してください。
- 請求者氏名の自署または記名押印をもって、第三者請求として戸籍の附票を請求します。
- 請求内容及び同封物に不備があると証明書を返送できないことがあります。
- 手数料は、証明を請求する市区町村役場の金額を調べ、郵便局で定額小為替/普通為替(発行から6ヶ月以内)を購入し、郵送するか、現金書留で郵送してください(切手や収入印紙での手数料の支払いはいけません。)
- 請求いただいた証明書は、請求者の住民登録地又は④本人確認書類に記載の住所に返送します。
- 除籍・改製原戸籍を請求される場合、先に取得済みの戸籍証明等、参考となる資料があればコピーを添付してください。
- この請求書、同封いただいた④本人確認書類のコピーや⑤参考資料は、今回の郵便交付請求事務以外には使用しません。また、一定の保存期間経過後は焼却(または破砕)処分とします。
- 偽りその他不正な手段により証明書の交付を受けたときは、過料に処せられます。